

発表日時

令和5年1月25日 3時25分

国土交通省 長崎河川国道事務所

記者発表資料

【第2報】大雪に伴う国道34号の全面通行止めについて

緊急車両の通行確保のため、災害対策基本法に基づき、下記のとおり区間を指定し立ち往生車両等の移動を行います。

※緊急通行車両の通行を確保することを、目的として、災害対策基本法第76条の6第1項の規定に基づき、下記の道路区間を指定し、道路啓開作業（放置車両や立ち往生車両等の移動）を行います。

- 指定区間：国道34号 大村市岩松町地先～諫早市小船越町地先
- 車両等放置箇所：国道34号 大村市中里町地先



作業スケジュール

- ・ 国道34号 3：25～ 作業開始予定

<問い合わせ先>

九州地方整備局 長崎河川国道事務所 災害対策支部
 道路副所長 工藤（くどう）、総括保全対策官 高田（たかた）、調査第二課長 小柳（こやなぎ）
 電話：095-839-9211（内線：530）